平成２２年（フ）第５９号
静岡県浜松市東区半田山３丁目34番58号
債務者　榊原スナ子
1　決定年月日時　平成22年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月16日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第６１号
静岡県浜松市東区北島町189番地　サンテラス大村Ⅰ―202
債務者　深見マリオこと　フカミマリオ
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月16日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第６６号
静岡県浜松市中区高丘北３丁目12番３号　セントラルマンションⅡ―501、前住所静岡県浜松市中区高丘北１丁目１番１―407号　アーバンシティ浜松高丘
債務者　鈴木　利一
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月16日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第７１０号
岡山県玉野市玉原２丁目17番７―104号、申立時の住所岡山県玉野市迫間2316番地１
債務者　植村　隆之
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月20日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７１１号
岡山県玉野市玉原２丁目17番７―104号、申立時の住所岡山県玉野市迫間2316番地１
債務者　植村真由美
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月20日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７９４号
岡山市北区清心町13番15号
債務者　山中　和明
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月23日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５１号
岡山県和気郡和気町大中山278番地５
債務者　米井　康雄
1　決定年月日時　平成22年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月22日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５７号
静岡県掛川市南２丁目11番５号　加都ハイツ101
債務者　杉山　正女
1　決定年月日時　平成22年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月12日午後１時30分
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２１年（フ）第９７５号
岡山市北区鹿田町１丁目７番７号　大森ビル１階９号室
債務者　山本　弘子
1　決定年月日時　平成22年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月28日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６９４号
青森市勝田２丁目23番23号
債務者　工藤　竜太
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月28日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１３号
青森県下北郡大間町大字大間字奥戸上道47番地48
債務者　辻　　真琴
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月28日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１６号
青森市千刈２丁目３番９号
債務者　三浦美香子
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月28日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３４号
青森県むつ市大畑町湊村72番地１
債務者　尾鷲　一成
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月28日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２５０８号
東京都足立区竹の塚６丁目18―12―401
債務者　木村ケイ子
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部